

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第二号申立

審判書

2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区主教座聖堂

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第二号申立

申立人	横浜教区	司祭 ヨハネ 鎌田雄輝
	東京教区 清瀬聖母教会	ルツ 大谷英子
	北海道教区 小樽聖公会	オーガスチン 牧野時夫
代理人	横浜教区	司祭 ヨハネ 鎌田雄輝
被申立人	京都教区	司祭 モーセ 原田文雄

本件申立につき、以下の通り審判します。

主 文

- 1 被申立人を終身停職とします。
- 2 本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出したものについては、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費 1,680 円については、被申立人の負担とします。

事実および理由

1 経緯

本件は 2008 年 7 月 10 日付で申立があり、同年 9 月 2 日付で補正された申立が提出され、本審判廷では申立書の記載事項に不備があるとして申立却下の決定を 9 月 24 日付で行いました。申立人らはこれに対して同年 10 月 4 日付で管区小審判廷に不服申立を行い、管区小審判廷では 2009 年 3 月 3 日付で、京都教区審判廷の行った申立却下の決定を取り消し、京都教区審判廷に差し戻すとの審判がなされました。本審判廷としては、申立書の記載が不備であるとの昨年 9 月の判断に変わありませんが、「差戻し」との判断を受けて本件の審理を行いました。

本審判廷は、本件に関して申立書自体を却下したので、被申立人に通知等を一切送付していなかったにもかかわらず、本年 3 月 3 日付の管区小審判廷の審判書が、理由は不明ですが被申立人に送付され、本年 3 月 12 日付で被申立人は、代理人である弁護士を通じて日

本聖公会からの脱会を通告してきました。その後も本審判廷から文書を送付するごとに代理人から脱会の確認と信教の自由の確認の通知書が送られてきました。被申立人は、脱会したのであるから懲戒の申立も受けないと主張していると考えられますが、日本聖公会法憲法規には脱会に関する規定がなく、本件の被申立人の脱会通告が本年 3 月であり、本件の申立は昨年 7 月になされたこと、また、申立人が被申立人の過去の行状について問うていることを斟酌し、本件の審理ならびに審判は成立すると本審判廷は判断しました。

本審判廷は被申立人に審判申立通知書並びに開廷通知を送付しましたが、上記脱会の通告をしてきたのみで、被申立人は審判廷開廷日にも欠席でした。よって本審判廷は、日本聖公会審判廷規則第 29 条により、被申立人は申立人の主張に対して争う意思がないものと判断しました。

2 申立人の主張

被申立人は 1982 年から 1988 年まで、複数の児童に対して聖職の権威を用いて性的虐待行為を行った。その被害者のうち A さんに関しては、成人後 P T S D に罹患し、申立時点にもその症状が残っており、被申立人は A さんに対して苦しみを与え続けている。これにより、被申立人は、A さんやその家族に教会の聖職に対する不信感を植え付け、大きく躊躇させ、聖職按手における約束に違反した。

なお、A さんは父親と連名で 2001 年 4 月に当時の京都教区主教に被申立人の退職を求める文書を提出した。この文書には不備があるものの、教区審判廷審判長に対する審判申立書であって、この申立の時点で時効は停止をしている。

よって、被申立人の終身停職を求める。

3 判断

被申立人が A さんらに対して性的虐待行為を繰り返したことについての事実認定について、申立人らは大阪高等裁判所の判決を根拠として挙げていますが、地方裁判所での提訴から最高裁判所判決に至るまで、及びそれ以降も、被申立人は当該行為について否認していました。しかし、京都教区独自の調べによれば、2005 年 11 月 20 日、京都教区主教に対して一部を認め始め、2007 年 11 月 2 日に A さんら 4 人に対する性的加害の事実を部分的にではありますが認めました。性的虐待行為に関しては、何を事実認定の根拠とするかは別として、本審判廷は申立人らの主張の通り、被申立人が終身停職に相当する重罪を犯したと判断します。

日本聖公会法規第 210 条に懲戒申立の時効についての規定があり、性的虐待行為そのものについては時効が成立しています。申立人は時効に関して、A さんが父親と連名で 2001 年 4 月に当時の京都教区主教に被申立人の退職を求める文書を提出し、書類として不備があるものの、この文書は教区審判廷審判長に対する審判申立書であって、この申立の時点で時効は停止をしていると主張しています。この文書は審判申立書とは言いがたいもので

ですが、Aさんらが被申立人を教区主教に訴え出た当時の思いが悲痛なものであったことはこの文書からも容易に想像できます。これとは別に、申立人はAさんがP T S Dに罹患し、その症状が申立時点まで続いており、被申立人はAさんに苦しみを与え続けていると主張しています。よって、時効不成立との主張は本件の場合必要ではなく、申立全体の補強のための主張であると本審判廷は理解しました。

申立人は、被申立人の行為とP T S D罹患との関係について、大阪高等裁判所の判決を根拠に公知の事実であると主張します。また申立人は、被申立人が、Aさんらが求めた牧師辞任を拒み、Aさんが提訴した民事裁判においても事実無根を主張し、被害者を誹謗中傷したと主張します。仮に被申立人の行為とAさんのP T S D罹患とに因果関係があり、被申立人がAさんを裁判の中で誹謗中傷したことが事実であるとしても、それらの事由以前に、Aさんに対して言葉には尽し難い苦痛を被申立人が過去の行為によって与えたことは明白であり、これについて謝罪したり、和解を求める意志も示されず、このために時間の経過によって容易に消し難い苦しみを本件申立時点も与え続けていることを理由に、本件について時効は適用できないと本審判廷は判断します。刑法においては被告が犯行を否認していること自体が罪に問われることはありませんが、教会の審判、懲戒としては、元のわいせつ行為による人権侵害の重大さに鑑み、真摯な謝罪がないこと自体が加害行為に匹敵するものと認めざるを得ません。

しかし、実際に懲戒をいかにするのか。法律家によれば、既に退職し組織から離れた者を組織が懲戒することはあり得ないとのことです。仮に懲戒が可能としても、法規第201条に挙げられた聖職に対する懲戒4種のうち、(1)「戒告」は、被申立人の懲戒理由に照らして軽すぎるものです。(2)「1月以上3年以下の職務の一部執行停止」と、(3)「1月以上3年以下の有期停職」は、職務への復帰を前提としているため、不適当です。(4)終身停職の懲戒を受けた者でも5年後の復職申立が可能で、日本聖公会を退職した者に「終身停職」の懲戒をすることによって5年後の復職申立を許し、結果的に甘い懲戒となってしまうのではないかとの懸念がありますが、現行法規によれば、最も重い終身停職が相当であると判断します。

京都教区主教は2005年9月当時、被申立人の過去の性的虐待行為が終身停職に相当すると認識しつつも、当該行為については日本聖公会法規並びに同審判廷規則において時効が成立し、かつ、性的虐待行為及びP T S D罹患に関する独自の事実認定が非常に困難であると判断していました。このため京都教区主教は2005年9月に被申立人の退職願を許可し、同人に対して、被害者と和解をしたと認められるまで祈祷書に規定するところの陪餐停止を通告しました。通常、信徒は聖餐によって靈的な養いを受けるもので、陪餐停止はその養いを受ける道を閉ざすという、教会として信仰上最も重い処置をしたと認められます。

しかしながら、本審判廷は、本件申立時点においてなお被申立人がAさんらに苦しみを与え続けているとの申立人の主張を採用し、これに関しては当然ながら時効は成立せず、被申立人に終身停職の懲戒を申し渡すものです。

ただし、退職している者を停職とするという不合理性に関して、本審判廷は京都教区に対し、被申立人に対する退職許可を本日付で撤回することを勧告します。

なお、本審判廷は、被申立人が日本聖公会から脱会することを通告してきたのは、懲戒を免れるために他ならないと判断し、このような手段をとって責任をあいまいにするのではなく、被害者に誠意を持って謝罪し続けることを勧告します。

また、本審判廷は京都教区に対し、本件被申立人に被害者への謝罪を促すと共に、京都教区が和解への道を歩み続けるよう、勧告します。

救主降生 2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区審判廷

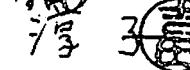
審判長 主教 ステパン 高地



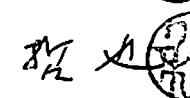
審判員 司祭 バルトロマイ・ミハイル



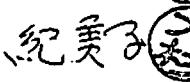
審判員 マリア 吉田 淳



審判員 フランシス 小林 政也



審判員 サラ 大杉 紀美子



原本と相違ないことを証明します。

2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区審判廷審判長

主 教 ステパン 高 地 敬

